

台湾海峡有事における

中国の侵攻目標

中国の侵攻目標

があるからだという。

—澎湖諸島及び東沙諸島へ
の公算大 日本の対応如何—

伊藤 秀一 陸自69

切迫する台湾海峡有事

本年3月9日、退役を間近に控え

た米インド太平洋軍のフィリップ・

デービッドソン司令官は、上院軍事

委員会の公聴会において、「今後6

年以内に中国が台湾に侵攻する可能

性がある」と証言し、日本の国民を

大いに驚かせた。

特に「6年以内」と期限を切った

ことについては、予算獲得の狙いも

込められているようではあるが、

我々に台湾海峡有事の切迫感を抱か

せた。

「6年以内」の意味するものは、

中国通の識者によると、2027年

に人民解放軍の建軍100周年を迎

えるとともに、翌2028年には習

近平氏が国家主席としての任期を終

了するため、同氏が終身国家主席の

座を手中に收めるには、それまでに

誰の目にも分かる成果を挙げなければならぬ切羽詰まつた国内的事情

ると我が國や欧米の識者から指摘さ

れおり、おそらく党存続の是非論
にまで類が及ぶと考えるのが妥当で
はないか。

小生は、歐米の列国や日本が対中
に對処問題で結束した場合には、中
國が台湾本島までの解放を困難とす
ることは、中国國家・共産党にとつ
て極めて大きな「賭け」であること

に間違はない。

習近平氏は、中国共産党創建10
0周年式典の演説で、台湾解放は中
國の歴史的使命であると述べて固い
決意を示したが、事後も共産党が中
國を支配する体制の存続や、習近平
氏自身の命運を左右する「賭け」の

では、中国が両諸島に限定して侵
攻した場合、台湾全島占領を呼号し
た習近平氏のメンツが立つののか。ま
た両諸島の占領が台湾本島解放の基
盤となり得るのか。

か。

中国が有志連合軍の態勢未完に乗
じて澎湖諸島及び東沙諸島に急速侵
攻し短期間で両諸島を占領した場
合、これまでの東シナ海及び南シナ
海における経緯から、中国は本土と
澎湖・東沙両諸島間の台湾海峡を今
年に入り制定した海警法及び改正海

た米インド太平洋軍のフィリップ・

デービッドソン司令官は、上院軍事

委員会の公聴会において、「今後6

年以内に中国が台湾に侵攻する可能

性がある」と証言し、日本の国民を

大いに驚かせた。

特に「6年以内」と期限を切った

ことについては、予算獲得の狙いも

込められているようではあるが、

我々に台湾海峡有事の切迫感を抱か

せた。

「6年以内」の意味するものは、

中国通の識者によると、2027年

に人民解放軍の建軍100周年を迎

えるとともに、翌2028年には習

近平氏が国家主席としての任期を終

了するため、同氏が終身国家主席の

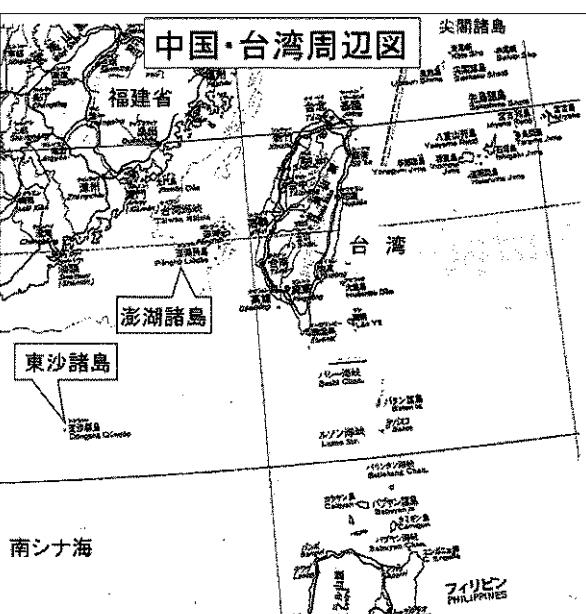
座を手中に收めるには、それまでに

誰の目にも分かる成果を挙げなければならぬ切羽詰まつた国内的事情

ると我が國や欧米の識者から指摘さ

るであろう。当然のこととしてこの間の
外交や自國を含む世界経済等への負
の影響は計り知れないものがあるで
ある。

そして重要なことは、意に反して
作戦遂行途上で侵攻作戦が頓挫する
ようなことにでもなれば、中国に
とつて元も子もない状態に陥り、習
近平氏の野望は完全に消え去るのみ
でなく、中国の内政に大変革を迫ら
れるることは必至であろう。そうなっ
た場合、現在においてさえも中国共
産党内部では矛盾、不信に満ちてい
る



中国が有志連合軍の態勢未完に乗
じて澎湖諸島及び東沙諸島に急速侵
攻し短期間で両諸島を占領した場
合、これまでの東シナ海及び南シナ
海における経緯から、中国は本土と
澎湖・東沙両諸島間の台湾海峡を今
年に入り制定した海警法及び改正海

反する疑いが持たれている）を盾に「領海化」するであろう。そして両諸島を基盤にしてこれまで以上に台湾本島へ硬軟交えた各種の政治的、軍事的及び文化的工作を活発に働きかけるに違いない。

習近平氏にとってこのような体制を構築できれば、台湾本島を解放しなくとも、国内的には国家元首として最小限のメンツが立つのではないだろうか。

そして限定侵攻ということであれば、兩諸島を占領した段階で台湾解放に一応の区切りをつけたことをタイミング良く国内外に広く、かつ強く知らしめるのではないか。

歐米列国の意思や有志連合軍の状況等にもよるが、中国がそれ以上の侵攻を停止し紛争を終結させようとはとし、矛を収める可能性も大きいのではないかと考える。

よつてこれまで述べたような枠組みで中国の侵攻作戦が推移すれば、本限定侵攻は十分にあり得るであろう。

では、その際の日本の対応はいかなるものになるだろうか。

日本は、現行においては防衛法制内閣総理大臣は存立危機事態と認定し、国会の承認を得て陸海空自衛隊に防衛出動を下令するとともに、米国の要請に基づき「集団的自衛権」を行使することが可能となる。

当然のことながら、台灣海峡有事が現実味を帯びてきた段階に至れば、沖縄諸島及び先島諸島に国内法及び国際法が許す範囲内の最高度の守りの態勢を敷くこととなる。また、国内の重要警護対象施設の警護や、在日米軍基地等に対する弾道ミサイル攻撃の破壊措置に万全を期さなければならぬ。

更には、陸海空自衛隊創設以来、防衛省（防衛庁）設置法第4条第1項18条「調査及び研究」を法的根拠にしている平時における自衛隊の主要任務「警戒監視・情報収集活動」は、自衛隊法に明記して平時から有事まで漏れのない防衛体制を整えるべきであると考える。

万里が一にも我が国が台灣海峡有事を重要影響事態と過小に捉えて米軍等の後方支援で済ませよう企図すれば、日米同盟は破綻の危機に瀕するのみならず、事後の国際社会で立つ位置はないと考えるべきが妥当であろう。

また、本有事に備えて平時及びグレーゾーン事態下の現行防衛法制の